

新型コロナウイルス感染症（指定感染症指定後）患者発生時の 感染症法上の主な措置について

措置の内容	根拠条文	措置権者	費用負担※2
患者（※1）等に対する 積極的疫学調査 の実施 （患者への聞き取り、原因の検索、健康診断等）	法15条	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県知事 → 都においては、 保健所長委任規則 により、保健所長 が実施 	全額公費負担 （ 都道府県1/2 国1/2 ）
検体採取 等の勧告 （患者の同意が得られない場合）	法16条の3		
健康診断 の受診勧告・実施 （患者との接触者等の感染疑い者に対する措置）	法17条		
特定業務（飲食業等）への 就業制限 の実施 （病原体を保有しないこと等が確認されるまで）	法18条		
感染症指定医療機関への 患者移送 （所在地から入院先までの移送）	法21条		
感染症指定医療機関への 入院勧告 （症状があり、まん延の防止に必要な場合）	法19条	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所設置区市長 	全額公費負担 （ 都道府県1/4 国3/4 ） * 市町村民税所得割 （同一生計世帯） 年56.4万円超は 自己負担あり （月額2万円）

※1 医師の届出対象となる患者の定義（届出基準）は、今後厚生労働省から示される予定

※2 保健所設置区市は都道府県負担分を区市が負担